

シーン別

被扶養者(異動)届[認定]

提出書類について

使い方：該当するページを印刷いただき、必要書類の
チェックにご利用ください。



提出時の注意点

- ・ 提出する際は、事業所の担当者に確認を受けてからご提出ください。
- ・ 掲載している書類以外に組合にて追加書類のご提出を依頼させていただく場合があります。

◎掲載しているケースに当てはまらない場合、また、ご不明な点等がございましたら、次の電話番号にお問い合わせください。

お問合せ時間：平日9：00～17：00

健康保険証の記号が3ケタまでの事業所

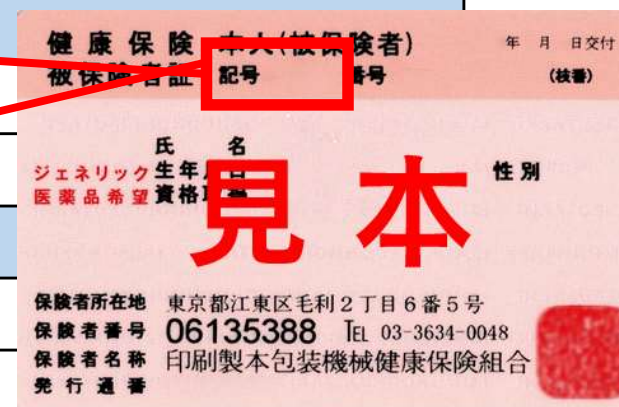
印刷製本包装機械健康保険組合 業務課 TEL：03-3634-0048

〒135-8318 東京都江東区毛利2-6-5

健康保険証の記号が5000番台の事業所

印刷製本包装機械健康保険組合 京都事務所 TEL：075-255-5150

〒604-8152 京都府京都市中京区手洗水町651-1 第14長谷ビル9階



目次

※かっこ書きは扶養希望者と該当ページ

- 被保険者が入社した時（配偶者：P.1、子：P.2、父母：P.3）
- 子どもが生まれた時（子：P.4）
- 家族が仕事を辞めて扶養申請する時（配偶者：P.5、子：P.6、父母：P.7）
- 雇用保険の失業給付を受給終了後に申請する時（配偶者：P.8）
- 結婚した時（配偶者：P.9）
- 配偶者等の保険から切り替える時（子：P.10）
- 扶養認定書類の入手方法について：P.11

◎被保険者が複数の扶養希望者を同時に申し出される場合、重複する書類は1部ご提出ください。
◎下記以外に追加で書類の提出をしていただく場合があります。

提出書類のチェックにご利用ください。	必 須 書 類	注意事項	入手先
	①被扶養者（異動）届〔認定〕		当組合 申請書一覧 ホームページ A-22
	②被扶養者の現況書		当組合 申請書一覧 ホームページ A-23
	③被保険者の世帯全員の住民票	続柄記載あり、マイナンバーなし（直近3カ月以内に発行のもの）	お住まいの市区町村
	④所得証明・課税（非課税）証明書	申請時に取得できる最新年度のもの ※配偶者が退職または失業給付受給終了から間もない場合、提出が不要となることもありますので、該当の方がいらっしゃるときは組合までご連絡ください。	お住まいの市区町村

+ 次の場合は必須書類のほか、扶養希望者ごとに別途追加書類を添付してご提出ください。

	●パート・アルバイト等の収入がある方		
	パート就業証明書（勤務先で証明印を受けたもの）または 労働契約書写し + 給与明細直近3ヵ月分写し		当組合 ホームページ 申請書一覧 A-24
	●年金受給者の方		
	受給されている <u>全ての</u> 年金振込通知書の写し（直近のもの）： 老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金、個人年金等		
	●雇用保険の失業給付受給者の方 ※基本手当日額が3,612円以上（60歳以上または障害者の方は5,000円以上）の場合は受給中の認定はできません。		
	雇用保険受給資格者証の全面写し		
	●傷病手当金受給者の方 ※手当日額が3,612円以上（60歳以上または障害者の方は5,000円以上）の場合は受給中の認定はできません。		
	傷病手当金支給決定通知書の写し		
	●給与以外の収入がある方（営業、不動産、配当・雑所得(年金以外)等）		
	確定申告書の写し（収支内訳書または損益計算書を含む）（直近のもの） ※自営業者の方は原則、国民健康保険にご加入ください。 ※自営業者の方は当組合ホームページ→「解説」→「被扶養者認定に関するQ＆A」→「自営業者の被扶養者認定について」をご確認ください。		
	●被保険者と住民票が同一ではない方（別居、世帯分離等） ④（+⑤）+⑥		
	④扶養希望者の世帯全員の住民票（続柄・筆頭者記載あり、マイナンバーなし）（直近3ヵ月以内に発行のもの）		お住まいの市区町村
	⑤扶養希望者または被保険者の戸籍謄本 ※④の住民票に記載されている戸籍の筆頭者が被保険者の場合は、添付不要です。		本籍地の市区町村
	⑥送金証明（直近3ヵ月） もしくは 単身赴任証明書 いずれか1つ		
	●配偶者が海外にお住まいの方 ⑦⑧⑨のいずれか1つ		
	⑦査証（ビザ） ⑧被保険者の家族帯同の海外赴任証明（本人に帯同する場合） ⑨※学生の場合：学生証 または 在学証明書の写し	いずれか1つ	被保険者の勤務先

加入時【子】

◎被保険者が複数の扶養希望者を同時に申し出される場合、重複する書類は1部ご提出ください。

◎下記以外に追加で書類の提出をしていただく場合があります。

提出書類のチェックにご利用ください。	必須書類	注意事項	入手先
	①被扶養者（異動）届〔認定〕	子の続柄は『長男、長女』など具体的に記入してください。	当組合 申請書一覧 ホームページ A-22
	②被扶養者の現況書	16歳以上で学生・生徒（夜間を除く）ではない方は全員 ※学生・生徒であっても、一度就職等社会人経験のある方は必要です。	当組合 申請書一覧 ホームページ A-23
	③被保険者の世帯全員の住民票	19歳以上は全員（19歳未満でも配偶者がいない場合は必要です。） 続柄記載あり、マイナンバーなし（直近3カ月以内に発行のもの）	お住まいの市区町村
	④所得証明・課税（非課税）証明書	19歳以上は全員（申請時に取得できる最新年度のもの）	お住まいの市区町村
	⑤学生証 または 在学証明書の写し	高校生以上の学生・生徒は全員（有効期限内のもの）	
	⑥配偶者の源泉徴収票の写し等※ ※自営業者は確定申告書の写し + 収支内訳書または損益計算書	原則として、年間収入の多い方の被扶養者となります。 ※配偶者も当組合の被扶養者となる場合は不要です。 ※配偶者がいない場合、③被保険者の世帯全員の住民票をご提出ください。	

+ 次の場合は必須書類のほか、扶養希望者ごとに別途追加書類を次の書類を添付してご提出ください。

●パート・アルバイト等の収入がある方		
パート就業証明書（勤務先で証明印を受けたもの）または 労働契約書写し + 給与明細直近3ヵ月分写し		当組合 申請書一覧 ホームページ A-24
●年金受給者の方		
受給されている全ての年金振込通知書の写し（直近のもの）： 障害年金、遺族年金、個人年金等		
●雇用保険の失業給付受給者の方 ※基本手当日額が3,612円以上（障害者の方は5,000円以上）の場合は受給中の認定はできません。		
雇用保険受給資格者証の全面写し		
●傷病手当金受給者の方 ※手当日額が3,612円以上（障害者の方は5,000円以上）の場合は受給中の認定はできません。		
傷病手当金支給決定通知書の写し		
●被保険者と住民票が同一ではない方（別居、世帯分離等） ①（+②）（+③）		
①扶養希望者の世帯全員の住民票（続柄・筆頭者記載あり、マイナンバーなし）（直近3カ月以内に発行のもの）		お住まいの市区町村
②扶養希望者または被保険者の戸籍謄本 ※①の住民票に記載されている戸籍の筆頭者が被保険者の場合は、添付不要です。		本籍地の市区町村
③送金証明（直近3カ月）もしくは 単身赴任証明書 いずれか1つ ※通学による別居の場合は添付不要です。		
●子が海外にお住まいの方 ④⑤⑥のいずれか1つ		
④査証（ビザ）	いずれか1つ	被保険者の勤務先
⑤被保険者の家族帯同の海外赴任証明（本人に帯同する場合）		
⑥※学生の場合：学生証 または 在学証明書の写し		

加入時【 父母 】

- ◎被保険者が複数の扶養希望者を同時に申し出される場合、重複する書類は1部ご提出ください。
 ◎上記書類以外に追加提出していただく場合があります。

提出書類のチェックにご利用ください。	必 須 書 類	注意事項	入手先
	①被扶養者（異動）届〔認定〕		当組合 申請書一覧 ホームページ A-22
	②被扶養者の現況書	両親の認定希望の場合は、父、母それぞれ必要です。	当組合 申請書一覧 ホームページ A-23
	③共同扶養者の源泉徴収票の写し等※ ※自営業者は確定申告書の写し （収支内訳書または損益計算書を含む）	原則として、年間収入の多い方の被扶養者となります。 →被保険者の兄弟、姉妹または同居している共働きの配偶者がいる場合、 その方の収入が確認できる書類が必要です。	
	④被保険者の世帯全員の住民票	続柄記載あり、マイナンバーなし（直近3カ月以内に発行のもの）	お住まいの市区町村
	⑤所得証明・課税（非課税）証明書	申請時に取得できる最新年度のもの ※両親のうち、どちらか1人が後期高齢者で、1人だけ扶養認定を希望する場合 →両親2人の所得証明書が必要です。	お住まいの市区町村



次の場合は必須書類のほか、扶養希望者ごとに別途追加書類を添付してご提出ください。

	●パート・アルバイト等の収入がある方	
	パート就業証明書（勤務先で証明印を受けたもの）または 労働契約書写し + 給与明細直近3ヵ月分写し	当組合 申請書一覧 ホームページ A-24
	●年金受給者の方	
	受給されている全ての年金振込通知書の写し（直近のもの）： 老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金、個人年金等	
	●雇用保険の失業給付受給者の方 ※基本手当日額が3,612円以上（60歳以上または障害者の方は5,000円以上）の場合は受給中の認定はできません。	
	雇用保険受給資格者証の全面写し	
	●傷病手当金受給者の方 ※手当日額が3,612円以上（60歳以上または障害者の方は5,000円以上）の場合は受給中の認定はできません。	
	傷病手当金支給決定通知書の写し	
	●給与以外の収入がある方（営業、不動産、配当・雑所得(年金以外)等）	
	確定申告書の写し（収支内訳書または損益計算書を含む）（直近のもの） ※自営業者の方は原則、国民健康保険にご加入ください。 ※自営業者の方は当組合ホームページ→「解説」→「被扶養者認定に関するQ&A」→「自営業者の被扶養者認定について」 をご確認ください。	
	●被保険者と住民票が同一ではない方（別居、世帯分離等） ①+②（+③）： 配偶者の両親は別居の場合、扶養対象外です。	
	①扶養希望者の世帯全員の住民票（続柄記載あり、マイナンバーなし）（直近3カ月以内に発行のもの）	お住まいの市区町村
	②被保険者の戸籍謄本（親子関係の確認のため）	本籍地の市区町村
	③送金証明（直近3カ月） もしくは 単身赴任証明書 いずれか1つ ※ 世帯分離の場合は不要です。	
	●父母が海外にお住まいの方・・・国内居住要件を満たさないため、原則不認定となります。	

提出書類のチェックにご利用ください。	必 須 書 類	注意事項	入手先
	①被扶養者（異動）届〔認定〕	子の続柄は『長男、長女』など具体的に記入してください。	当組合ホームページ 申請書一覧 A-22
	② 1) 共働きの配偶者がいる場合 →配偶者の源泉徴収票の写し等※ ※自営業者は確定申告書の写し (収支内訳書または損益計算書を含む)	原則として、年間収入の多い方の被扶養者となります。 <u>※配偶者が当組合の被保険者の場合は不要です。</u>	
	2) ひとり親の場合 →被保険者の世帯全員の住民票	続柄記載あり、マイナンバーなし（直近3カ月以内に発行のもの）	お住まいの市区町村



次の場合は必須書類のほか、扶養希望者ごとに別途追加書類を添付してご提出ください。

	●配偶者及び子どもと被保険者の住民票が同一ではない方 ①+②+③ ※ 共働きの配偶者がいる場合、別居の理由によっては被保険者の収入が多くても認定出来ない場合があります。	
	①扶養希望者の世帯全員の住民票（続柄・筆頭者記載あり、マイナンバーなし）	お住まいの市区町村
	②扶養希望者または被保険者の戸籍謄本 ※ ①の住民票に記載されている戸籍の筆頭者が被保険者の場合は、添付不要です。	本籍地の市区町村
	③ ①送金証明（1カ月＋今後2カ月の誓約書）＋申立書（別居の理由について）もしくは ②単身赴任証明書 ①か②のいずれか1つ	誓約書は 申請書一覧 当組合ホームページ A-26
	●海外赴任中に子どもが生まれた場合も、上記に準じて書類をご用意ください。	

印刷製本包裝機械健康保險組合
Health Insurance Society of Printing, Binding and Packing Machine

◎被保険者が複数の扶養希望者を同時に申し出される場合、重複する書類は1部ご提出ください。
◎上記書類以外に追加提出していただく場合があります。

提出書類のチェックにご利用ください。	必 須 書 類	注意事項	入手先
	①被扶養者（異動）届 [認定]		当組合 申請書一覧 ホームページ A-22
	②被扶養者の現況書	両親の認定希望の場合は、父、母それぞれ必要です。	当組合 申請書一覧 ホームページ A-23
	③共同扶養者の源泉徴収票の写し等 自営業者は確定申告書の写し (収支内訳書または損益計算書を含む)	原則として、年間収入の多い方の被扶養者となります。 ➡被保険者の兄弟、姉妹または同居している共働きの配偶者がいる場合、 その方の収入が確認できる書類が必要です。	
	④被保険者の世帯全員の住民票	続柄記載あり、マイナンバーなし（直近3カ月以内に発行のもの）	お住まいの市区町村
	⑤所得証明・課税（非課税）証明書	申請時に取得できる最新年度のもの ※両親のうち、どちらかが退職をして扶養認定を希望する場合 ➡退職者ではない方の所得証明書が必要です。 (75歳以上で当組合の被扶養者とならない方であっても必要です。)	お住まいの市区町村



次の場合は必須書類のほか、扶養希望者ごとに別途追加書類を添付してご提出ください。

●雇用保険に加入されていた方	
離職票1・2の写し：「被扶養者の認定について（離職票確認）」を添付のうえ提出してください。 ※ハローワークで雇用保険失業給付受給手続き済みの方 ➡雇用保険受給資格者証の写し：「被扶養者の認定について（離職票確認）」を添付のうえ提出してください。 ◎上記の書類が揃うまでに日数がかかる場合は、誓約書を作成し、退職日がわかるものを添付してご提出ください。	当組合 申請書一覧 ホームページ A-25 当組合 申請書一覧 ホームページ A-26
●パート・アルバイト等の収入がある方	
パート就業証明書（勤務先で証明印を受けたもの）または 労働契約書写し + 給与明細直近3ヵ月分写し	当組合 A-24 ホームページ
●年金受給者の方	
受給されている全ての年金振込通知書の写し（直近のもの）： 老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金、個人年金等	
●雇用保険の失業給付受給者の方 ※基本手当日額が3,612円以上（60歳以上または障害者の方は5,000円以上）の場合は受給中の認定はできません。	
雇用保険受給資格者証の全面写し	
●傷病手当金受給者の方 ※手当日額が3,612円以上（60歳以上または障害者の方は5,000円以上）の場合は受給中の認定はできません。	
傷病手当金支給決定通知書の写し	
●給与以外の収入がある方（営業、不動産、配当・雑所得(年金以外)等）	
確定申告書の写し（収支内訳書または損益計算書を含む）（直近のもの） ※自営業者の方は原則、国民健康保険にご加入ください。 ※自営業者の方は当組合ホームページ→「解説」→「被扶養者認定に関するQ&A」→「自営業者の被扶養者認定について」をご確認ください。	
●被保険者と住民票が同一ではない方（別居、世帯分離等） (A)+(B) (+C) : 配偶者の両親は別居の場合、扶養対象外です。	
A扶養希望者の世帯全員の住民票（続柄記載あり、マイナンバーなし）（直近3カ月以内に発行のもの）	お住まいの市区町村
B被保険者の戸籍謄本（親子関係の確認のため）	本籍地の市区町村
C送金証明（直近3カ月）もしくは 単身赴任証明書 いずれか1つ ※世帯分離の場合は添付不要です。	
●父母が海外にお住まいの方・・・国内居住要件を満たさないため、原則不認定となります。	

雇用保険受給終了時【 配偶者 】

- ◎被保険者が複数の扶養希望者を同時に申し出される場合、重複する書類は1部ご提出ください。
 ◎上記書類以外に追加提出していただく場合があります。

提出書類のチェックにご利用ください。	必 須 書 類	注意事項	入手先
	①被扶養者（異動）届〔認定〕		当組合 ホームページ 申請書一覧 A-22
	②被扶養者の現況書		当組合 ホームページ 申請書一覧 A-23
	③被保険者の世帯全員の住民票	続柄記載あり、マイナンバーなし（直近3カ月以内に発行のもの）	お住まいの市区町村
	④雇用保険受給資格者証の写し	受給終了日の記載があるもの	



次の場合は必須書類のほか、扶養希望者ごとに別途追加書類を次の書類を添付してご提出ください。

●年金受給者の方		
受給されている全ての年金振込通知書の写し（直近のもの）： 老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金、個人年金等		お住まいの市区町村
●被保険者と住民票が同一ではない方（別居、世帯分離等） ④+⑤+⑥		
④扶養希望者の世帯全員の住民票（続柄・筆頭者記載あり、マイナンバーなし）（直近3カ月以内に発行のもの）		お住まいの市区町村
⑤扶養希望者または被保険者の戸籍謄本 ※④の住民票に記載されている戸籍の筆頭者が被保険者の場合は、添付不要です。		本籍地の市区町村
⑥送金証明（直近3カ月）もしくは 単身赴任証明書 いずれか1つ ※ 世帯分離の場合は添付不要です。		
●配偶者が海外にお住まいの方 ⑦⑧⑨のいずれか1つ		
⑦査証（ビザ）	いずれか1つ	
⑧被保険者の家族帯同での海外赴任証明（本人に帯同する場合）		被保険者の勤務先
⑨※学生の場合：学生証 または 在学証明書の写し		

◎被保険者が複数の扶養希望者を同時に申し出される場合、重複する書類は1部ご提出ください。

◎上記書類以外に追加提出していただく場合があります。

提出書類のチェックにご利用ください。	必 須 書 類	注意事項	入手先
	①被扶養者（異動）届〔認定〕		当組合 ホームページ 申請書一覧 A-22
	②被扶養者の現況書		当組合 ホームページ 申請書一覧 A-23
	③被保険者の世帯全員の住民票	続柄記載あり、マイナンバーなし（直近3カ月以内に発行のもの）	お住まいの市区町村
	④所得証明・課税（非課税）証明書	申請時に取得できる最新年度のもの ※配偶者が退職または失業給付受給終了から間もない場合、提出が不要となることもありますので、該当の方がいらっしゃる場合は組合までご連絡ください。	お住まいの市区町村
	⑤婚姻日のわかる公的証明書	受理証明書、戸籍謄本等 ※婚姻日から5日以内の申請で、婚姻日での認定を希望される場合、ご提出ください。	お住まいの市区町村



次の場合は必須書類のほか、扶養希望者ごとに別途追加書類を添付してご提出ください。

●パート・アルバイト等の収入がある方		
パート就業証明書（勤務先で証明印を受けたもの）または 労働契約書写し + 給与明細直近3ヵ月分写し	当組合 ホームページ	申請書一覧 A-24
●年金受給者の方		
受給されている全ての年金振込通知書の写し（直近のもの）： 老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金、個人年金等		
●雇用保険の失業給付受給者の方 ※基本手当日額が3,612円以上（60歳以上または障害者の方は5,000円以上）の場合は受給中の認定はできません。		
雇用保険受給資格者証の全面写し		
●傷病手当金受給者の方 ※手当日額が3,612円以上（60歳以上または障害者の方は5,000円以上）の場合は受給中の認定はできません。		
傷病手当金支給決定通知書の写し		
●給与以外の収入がある方（営業、不動産、配当・雑所得(年金以外)等）		
確定申告書の写し（収支内訳書または損益計算書を含む）（直近のもの） ※自営業者の方は原則、国民健康保険にご加入ください。 ※自営業者の方は当組合ホームページ→「解説」→「被扶養者認定に関するQ&A」→「自営業者の被扶養者認定について」をご確認ください。		
●被保険者と住民票が同一ではない方（別居、世帯分離等） ④（+⑤）（+⑥）		
④扶養希望者の世帯全員の住民票（続柄・筆頭者記載あり、マイナンバーなし）（直近3カ月以内に発行のもの）		お住まいの市区町村
⑤扶養希望者または被保険者の戸籍謄本 ※④の住民票に記載されている戸籍の筆頭者が被保険者の場合は、添付不要です。		本籍地の市区町村
⑥送金証明（直近3カ月） もしくは 単身赴任証明書 いずれか1つ ※世帯分離の場合は添付不要です。		
●配偶者が海外にお住まいの方 ⑦⑧⑨のいずれか1つ		
⑦査証（ビザ） ⑧被保険者の家族帯同での海外赴任証明（本人に帯同する場合） ⑨※学生の場合：学生証 または 在学証明書の写し	いずれか1つ	被保険者の勤務先
⑩赴任先で婚姻した場合：婚姻がわかるもの ※赴任先で婚姻をした場合は、赴任後日本に定住予定があるなど、日本国内に生活の基礎があることが必要です。		

- ◎被保険者が複数の扶養希望者を同時に申し出される場合、重複する書類は1部ご提出ください。
- ◎上記書類以外に追加提出していただく場合があります。

提出書類のチェックにご利用ください。	必 須 書 類	注意事項	入手先
	①被扶養者（異動）届〔認定〕	子の続柄は『長男、長女』など具体的に記入してください。	当組合 申請書一覧 ホームページ A-22
	②被扶養者の現況書	16歳以上で学生・生徒（夜間を除く）ではない方は全員 ※学生・生徒であっても、一度就職等社会人経験のある方は必要です。 ※離婚に伴う扶養変更の場合、養育費の有無等を申し立ていただく必要があるため、16歳未満でもご提出ください。	当組合 申請書一覧 ホームページ A-23
	③配偶者の源泉徴収票の写し等※ ※自営業者は確定申告書の写し （収支内訳書または損益計算書を含む）	原則として、年間収入の多い方の被扶養者となります。 ※離婚に伴う扶養変更の場合、収入の比較だけでなく、同居・非同居や養育費の金額等を勘案して総合的に判断いたします。	
	④被保険者の世帯全員の住民票	19歳以上は全員 続柄記載あり、マイナンバーなし（直近3カ月以内に発行のもの） ※離婚に伴う扶養変更の場合、19歳未満でもご提出ください。	お住まいの市区町村
	⑤所得証明・課税（非課税）証明書	19歳以上は全員（申請時に取得できる最新年度のもの）	お住まいの市区町村
	⑥学生証 または 在学証明書の写し	高校生以上の学生・生徒は全員（有効期限内のもの）	



次の場合は必須書類のほか、扶養希望者ごとに別途追加書類を添付してご提出ください。

●パート・アルバイト等の収入がある方		
	パート就業証明書（勤務先で証明印を受けたもの）または 労働契約書写し + 給与明細直近3ヵ月分写し	当組合 申請書一覧 ホームページ A-24
●年金受給者の方		
	受給されている全ての年金振込通知書の写し（直近のもの）： 障害年金等	
●被保険者と住民票が同一ではない方（別居、世帯分離等） ①（+②）（+③）		
	①扶養希望者の世帯全員の住民票（続柄・筆頭者記載あり、マイナンバーなし）（直近3カ月以内に発行のもの）	お住まいの市区町村
	②扶養希望者または被保険者の戸籍謄本 ※①の住民票に記載されている戸籍の筆頭者が被保険者の場合は、添付不要です。	本籍地の市区町村
	③送金証明（直近3カ月）もしくは 単身赴任証明書 いずれか1つ ※通学による別居の場合は添付不要です。	
●子が海外にお住まいの方 ④⑤のいずれか1つ		
	④査証（ビザ）	いずれか1つ
	⑤※学生の場合：学生証 または 在学証明書の写し	

- ① 検索サイトにて検索し当組合ホームページ(www.ishk-kenpo.or.jp)を選択
- ② 当組合ホームページトップページの「申請書一覧」を選択
- ③ 届書を選択
- ④ 入力後、印刷してご提出ください。

①

印刷製本包装機械健保

検索

健康優良企業
認定番号688号

印刷製本包装機械健康保険組合
Health Insurance Society of Printing, Binding and Packing Machine

②

組合案内 | アクセス

トイズ 小 中 大

検索

けんぽのご案内 届出・手続き 健診・疾病予防 けんぽの給付 申請書一覧 よくある質問 健保委員会

③

健康優良企業
認定番号688号

印刷製本包装機械健康保険組合
Health Insurance Society of Printing, Binding and Packing Machine

文字サイズ 小 中 大

検索

けんぽのご案内 届出・手続き 健診・疾病予防 けんぽの給付 申請書一覧

ホーム > 届出・手続き > 申請書一覧

申請書一覧

一覧

保険証・適用に関する書式
給付・請求に関する書式
健診・疾病予防に関する書式

保険証・適用に関する書式

書式 記入例

④

健康保険 被扶養者(異動)届
[認定(扶養を始める)]

令和 5 年 3 月 1 日 提出

被保険者欄	被保険者証の記号	9999	被保険者証の番号	9999	生年月日	S.昭和 H.平成 R.令和	54	5	8	性別	1. 男 2. 女
	(フリガナ)	ケンポ	(氏名)	タロウ	取得年月日	S.昭和 H.平成 R.令和	14	4	1	標準報酬月額	410千円
	氏名	健保		太郎	現在の被保険者年間収入(見込)	6,000,000円					
	現住所	〒135-0001 東京都江東区毛利								この届が受理された後の被扶養者数	3名
被扶養者欄	(フリガナ)	ケンポ	(氏名)	ハナコ	生年月日	S.昭和 H.平成 R.令和	55	10	18	年齢	42歳
	氏名	健保		花子	個人番号	1	1	1	1	1	1
	性別	1. 男 2. 女	続柄 (例:二 子)	妻	職業	パート	住所	1. 同居			
	月平均の収入	30,000円	扶養を始めた日	9.令和	4	年	11	月	1	日	※認定年月日
	扶養になった事由	扶養になった事由 該当項目を○で囲んでください 1. 被保険者の転居 2. 出生 3. 婚姻 4. 離職 5. 収入増 6. 扶養変更 7. 定年再雇用 8. 雇用保険受給終了 9. その他()									備考
	(フリガナ)		(氏名)		生年月日	S.昭和 H.平成 R.令和				年齢	歳
	氏名										